

平成 27 年度『おでかけハイヤー支援事業』受付中です。

広報わづさむ お知らせ版

2015. 3. 20

NO. 159

4月より利用できるハイヤー券を、6枚綴り1組1,200円で販売しています。
1人4組まで購入可能で、1乗車につき、1枚ご利用することができます。
購入については、保健福祉センター、またはお客様窓口にて申請を受付けておりますので、ぜひご利用ください。

なお、「平成27年3月31日までの利用券」(ピンク色)は、4月から使えなくなりますので「平成27年4月1日～平成28年3月31日利用券」(水色)をお求めください。
※使用しなかった利用券は、1枚につき200円を返還します。

4月30日までに印鑑・通帳・使用しなかった利用券をご持参ください。

対象者

- 平成27年4月1日現在満75歳以上の方
 - 平成27年度中に満75歳に達する方
(昭和16年4月1日までに生まれた方)
 - 和寒町に住所を有し、実際に住んでいる方
- ※ご利用は土別ハイヤーに限ります。



■詳しくは保健福祉課福祉係まで(TEL32-2000)

3/26
(木)

『和寒町の地域を支えるための意見交換会』住民報告会



住み慣れたこのまちで安心して暮らし続けていくため、地域で目指していきたい今後の取組みなどについて、昨年8月から11月まで実施した意見交換会で話し合った内容がまとまりましたので、住民報告会を開催します。

報告会には、今回サポートをいただきました旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科 林 芳治 教授にも出席いただきご意見をいただくこととなっています。多くの方々の参加をお待ちしています。

- 日時 3月26日(木) 午後6時～1時間半程度
- 場所 保健福祉センター 多目的ホール

■詳しくは保健福祉課地域包括支援センターまで(TEL32-2000)

『おやすみ処』オープンに向けての募集!

高齢者のみならず、町民が気軽に集える場として、皆様待望のふれあいサロン『おやすみ処』が4月下旬にオープンします。

そこで、オープンに向け、皆様のご家庭に眠っている次の物品があれば活用させて頂きたく、ご提供をお願いします。

- ・椅子 ・テーブル ・ソファ ・電気ポット
- ・ストーブ(煙突タイプ) ・テレビ(42インチ以上)

※サロン活動に協力してもらえるボランティアさんも募集します。

内容は、お茶の準備・提供、サロンを訪れた方との交流です。

上記の物品を提供してくださる方、または、ボランティア協力してもらえる方は、社協事務局までご連絡ください。



■詳しくは和寒町社会福祉協議会まで(TEL32-3666)

こどもの安全見守り隊ボランティア募集!!

町では、自治会や高齢者クラブ、各種団体をはじめ多くの地域住民の皆様が、**見守り隊ベスト**を着用してのこどもの安全を見守る活動をおこなっています。

近年、上川管内においても不審者情報や子どもをねらった事件などの事例が発生しています。それに伴い、より多くの方に活動をしてもらいたいためボランティアを募集します。朝・夕の少しの時間を子どもたちのために活動してみたいはかがでしょうか?

●活動内容

- ベストを着用して街頭指導や登下校時の見守り。
- 朝、夕のウォーキングや犬の散歩等でのベストの着用。
- その他、自由な時間帯で着用し抑止力を高める活動。
- ※車等で子どもを見守る「ここにこパトロール」子ども「110番の家」活動のボランティアも募集しています。



■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

「北原交流展示館」作品募集



写真や書道・絵画・押し花絵・陶芸・木彫など毎年多くの力作を展示しており、今年も5月1日（金）のオープンに向け準備を始めています。

皆さんの日ごろから制作している作品で会場を彩ってみませんか？

個人展、グループ展にもお役立てください。

- 募集作品 写真、書道、手芸など自身で制作したもの
- 展示期間 5月1日～10月31日
※短期間の展示も受け付けます。

■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

「郷土資料館」開館中！

矢じりなどの出土品や農機具、生活品、復元された住居など、まちの誕生や開拓の歴史を語る資料を展示しています。

見学希望の方は、公民館窓口までお気軽に声をおかけください。

皆様のお越しをお待ちしています。

- 開館日 希望によりいつでも開館します。
- 開館時間 午前9時～午後5時



■詳しくは教育委員会社会教育係まで(TEL32-2477)

平成27年度 固定資産土地価格等縦覧帳簿の縦覧

お客さま窓口



平成27年度固定資産税に係る土地、家屋の価格等縦覧帳簿を地方税法第416条の規定により、4月1日より7月31日まで縦覧します。

固定資産税は、資産価格に応じて課税される税であり、適正な時価額で課税をおこなうことが原則となっています。

正しい課税のため縦覧期間中にご自分の資産を是非確認されますようお願いいたします。

- 縦覧場所 住民課お客さま窓口
- 持参する物 印鑑
- 時間 午前8時30分～午後5時15分
(但し土曜、日曜、祝日は除く)

■詳しくは住民課税務係まで(TEL32-2422)

飼主の皆様へお願い！！ 守って下さいペットマナー

犬を飼われている方は、必ず次の注意事項を**厳守**し、責任を持って飼っていただきますようご協力願います。

- 放し飼いは、他人に迷惑や危害を与え、大きな事件に発展することもあるので、絶対にやめましょう。
- 散歩の際、必ずコントロールできる長さにリードを繋ぎましょう。
- 糞は必ず持ち帰り、他人の所有物等にマーキングをさせないようにしましょう。



■詳しくは住民課環境衛生係まで(TEL32-2422)